

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成22年7月1日 10-制度-00022 <u>沿革</u> <u>平成23年9月30日</u> <u>一部改正</u></p> <p>第1条 ～ 第17条 (略)</p> <p>(保険金不払、保険金返還)</p> <p>第18条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険金の全部若しくは一部を支払わず又は当該保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。</p> <p>一 被保険者等の過失(重大な過失を除く。)により損失が生じたとき。</p> <p>二 被保険者等が故意又は過失により、事実を告げなかったとき又は真実でないことを告げたとき。</p> <p><u>三 輸出契約等が無効であったとき。</u></p> <p><u>四 前各号に掲げるほか、保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき。</u></p> <p>第19条 ～ 第51条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成23年10月1日から実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成22年7月1日 10-制度-00022</p> <p>第1条 ～ 第17条 (略)</p> <p>(保険金不払、保険金返還)</p> <p>第18条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険金の全部若しくは一部を支払わず又は当該保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。</p> <p>一 被保険者等の過失(重大な過失を除く。)により損失が生じたとき。</p> <p>二 被保険者等が故意又は過失により、事実を告げなかったとき又は真実でないことを告げたとき。</p> <p>三 前各号に掲げるほか、保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき。</p> <p>第19条 ～ 第51条 (略)</p>	